

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年5月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 2 号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の4第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイ以外の部分中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第10条の表(31の3)中「及び同条第4項」を「, 同条第4項」に改め, 「固定資産税減額申告書」の右に「及び条例附則第8条第6項の規定により市長に提出する固定資産税及び都市計画税の減額申告書」を加える。

様式第31号の3 5の次に次の1様式を加える。

6 固定資産税及び都市計画税の減額申告書（実演芸術の公演の用に供する施設の利便性等向上
改修工事に伴うもの）

固定資産税及び都市計画税の減額申告書

（宛先）京都市長	年 月 日
申告者の住所（法人にあっては、事務所の所在地）	申告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー 印

下記の家屋に係る固定資産税又は都市計画税について、京都市市税条例附則第8条第1項の規定による減額を受けたいので、同条第6項の規定により申告します。			
所在地	家屋番号	種類	呼び名，通称等
構造，床面積等			
建築年月日	年 月 日	改修工事完了年月日	年 月 日
特別特定建築物の種類	<input type="checkbox"/> 劇場 <input type="checkbox"/> 演芸場 <input type="checkbox"/> 集会場 <input type="checkbox"/> 公会堂		
改修工事費用			
申告の遅延理由			
添付書類			

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 改修工事完了年月日から3月以内に申告することができなかった場合は、その理由を記入してください。

3 この申告書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の4の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

(行財政局税務部税制課)